

**令和8年度「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」に
基づく推進計画の策定支援業務委託 募集要領**

令和8年1月

江 戸 川 区

1. 業務の目的

令和9年度（予定）を始期とする「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり推進計画（第3次江戸川区男女共同参画推進計画）（以下「第3次計画」という。）」を策定するため、江戸川区が令和7年度に実施した「性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する区民調査結果（以下「区民調査結果」という。）」、人口推計、オープンデータ等を活用しながら、区の現状分析を行い、第3次計画の策定に向けた、区における課題抽出及び課題解決の方向性についての提案や必要な支援を行う。

2. 募集概要

（1）件名

「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」に基づく推進計画の策定支援業務委託

（2）委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

（3）委託内容

別紙1「仕様書」参照

（4）予定金額の上限金額

7,150,000円（税込）

※1 上限金額には、本委託事業を行うにあたり必要な経費の全てを含むものとする。

※2 見積もりにあたっては、本契約に必要な経費について具体的に明示するものとし、予定金額の上限金額を超えない価格設定を提案するものとする。

※3 本募集は次年度の予算成立を前提にしているため、予定金額の上限金額の変更等をする場合がある。なお、次年度予算は、令和8年第1回区議会定例会の議決を経て決定する。

（5）選定方法

公募型プロポーザル方式を採用し、書類審査及びヒアリングを実施して1事業者を委託候補者として決定します。

3. 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

（1）法人格を持つ団体であること。

（2）男女共同参画社会基本法に基づく、地方自治体の男女共同参画計画策定の為のニーズ調査又は男女共同参画計画策定業務を受託した実績があること。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（4）参加申込書の提出期限日現在において、「江戸川区競争入札参加有資格者指名

停止措置要綱」に基づく指名停止を受けている事業者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産開始手続きの申し立てがなされていないこと。
- (6) 最近 1 年間に、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (7) プライバシーマークの付与または ISMS 認証を取得している団体、またはこれらに準じた対策を講じていること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は、第 2 条第 6 号の規定に該当していないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 10 月 1 日要綱第 108 号）別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。

4. 選定方法

(1) 選定スケジュール

募集の周知	令和 8 年 1 月 21 日（水）～2 月 13 日（金）
質問書受付	令和 8 年 1 月 28 日（水）午後 5 時まで（必着）
質問回答	令和 8 年 2 月 4 日（水）までに公表
応募書類の受付締切	令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時まで（必着）
一次審査（書類審査）結果通知	令和 8 年 2 月 20 日（金）発送予定
二次審査（面接審査）	令和 8 年 3 月上旬予定
審査結果通知	令和 8 年 3 月中旬予定

(2) 質問書の受付

募集要領の内容等に関する質問は、令和 8 年 1 月 28 日（水）17 時までに「質問書（様式 1）」に記載のうえ、下記の受付メールアドレスあてに電子メールにて受け付けます。この方法以外での質問、受付期間外の質問、再質問には応じられません。

なお、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なものには回答しません。

受付メールアドレス : jinkendanjo@city.edogawa.tokyo.jp

(3) 質問書への回答

提出のあった質問事項を取りまとめ、令和 8 年 2 月 4 日（水）までに区ホームページ上で回答します。（ただし、質問をした事業者名は非公表）

(4) 企画提案書等の受付

応募意思のある事業者は、下記（5）に掲げる提出書類一式を、担当課窓口に持参（午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（配達の証跡が残るもの）してください。

提出期限 令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時まで（必着）

(5) 提出書類

①提出書類

・法人に関する書類

提出書類	部数
(ア) 定款、その他これらに類する書類	
(イ) 登記事項証明書または登記簿謄本 ※発行後 3カ月以内のもの。	
(ウ) 直近1年間の法人税、法人事業税・法人住民税、 消費税及び地方消費税の納税証明書	
(エ) 直近3年分の事業報告書及び決算書 ※財産目録、貸借対照表、収支計算書等財務状況がわかる資 料含む。	正本1部 副本3部
(オ) 当該年度の予算書及び事業計画書	
(カ) 役員名簿、組織図	
(キ) 会社・団体概要(様式6)及びプライバシーマーク、ISMS認 証等の証明書の写し ※取得している場合は添付する。	

・計画策定に関する書類

提出書類	様式	部数
(ク) 参加申込書	様式2	
(ケ) 提出書類一覧表	様式3	1部
(コ) 企画提案書 ※仕様書を踏まえた上で作成してください。 ※所定の様式のページ内で作成してください。	様式4	
(サ) 見積書 ※見積限度額は、7,150,000円(消費税含む)とします。 ※業務項目別に算出根拠を示した内訳書(任意様式)を添 付してください。	様式5	正本1部 副本7部

②提出書類作成に係る注意事項

- ・上記「①提出書類」以外の資料の提出があっても審査の対象にはなりません。
- ・上記(シ)以外の提出書類は、全て紙媒体A4サイズ・縦型・横書きで両面印
刷とし、ページ番号を記載してください。ただし、やむを得ない場合は、A3
サイズをA4サイズに折り込むこと。
- ・各書類名がわかるようにインデックスを付けてください。
- ・文字サイズは、図表を除き原則11ポイント以上とすること。
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、表現を配慮すること。
- ・正本には、法人名及び代表者役職・氏名を記入してください。なお、副本に

は、法人名及び代表者名等を類推可能な名称や表現を記載しないでください。

(6) 一次審査（書類審査）

- ①提出書類の審査は、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくりに関する区民基礎調査業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、評価結果が上位の事業者数社を二次審査の対象とします。
- ②選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じません。
- ③審査結果は、令和8年2月20日（金）に全参加申込事業者に文書により通知を発送する予定です。

(7) 二次審査（面接審査）

- ①一次審査を通過した事業者に対し、二次審査（面接審査）の日時・場所等を連絡します。なお、二次審査は令和8年3月上旬実施予定です。
- ②当日の出席者は1事業者3名以内とし、事業委託開始後の実務担当者が必ず参加してください。
- ③1事業者につき持ち時間は30分程度（提案内容説明20分以内、質疑10分以内）とします。ただし、提案者の数によっては変動することがあります。その場合の詳細は別途通知します。
- ④審査結果は、参加全事業者に3月中旬を目途に通知する予定です。

(8) 候補者の決定

一次審査（書類審査）及び二次審査（面接審査）により、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定し、区ホームページにて公表します。

5. 制限事項

(1) 再委託の制限

原則として委託業務を再委託することはできません。

ただし、業務の一部についてやむを得ず再委託を予定する場合は、提案書に再委託する業務範囲、再委託先の管理・監督方法等を記載してください。

(2) 接触に関する制限

本件募集要領の公開日以降、江戸川区が提供する機会を除き、選定委員に対して本件に係る接触（質疑を含む。）はできません。

やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には参加を認めないことがあります。

(3) 機密保持に関する事項

本件に関して知り得た情報については、目的外での使用及び第三者への開示はできません。

6. 契約の締結について

- (1) 選定委員会で選定された最上位の事業者と協議し、業務内容を確定した上で、委託契約を締結する。
- (2) 最上位の事業者との契約締結交渉が合意に至らなかった場合は、上位の順に契約締結の交渉を行う。
- (3) 本件は、令和8年第一回江戸川区議会定例会で本業務委託案件に係る事業の予算が議決されることを前提として、令和8年4月1日より適用される契約の準備契約を行う。なお、議会で否決された場合の選定事業者の損害についての賠償の責は負わないこととする。

7. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当した場合又は該当することが判明した場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) ③に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公正性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

8. その他事項

- (1) 応募書類の作成等に係る一切の費用は、参加者の負担となります。
- (2) 提出された応募書類は、理由を問わず返却できません。
- (3) 江戸川区に提出された応募書類の差し替えは認めません。ただし、提出期限内に限り、提出した書類の変更、再提出を認めます。
- (4) 江戸川区に提出された応募書類は、目的外に使用しません。ただし、江戸川区情報公開条例（平成13年3月条例第19号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条第1項の不開示情報を除き公開します。
- (5) プロポーザルは候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。今後、国、東京都等から示される最新の男女共同参画計画や関連する指針、調査項目を反映するなど、提案内容に修正を加えていただき実施することができます。
- (6) 本件に係る予算額に減額が生じ、業務規模が縮小された場合や、江戸川区においてやむを得ない理由により本件委託を中止又は延期することがあった場合でも、江戸川区は応募事業者に対して損害賠償等の責を負いません。
- (7) 選定経緯及び選定結果についての異議の申立て等は受け付けません。

9. 問い合わせ先・担当

江戸川区総務部人権・男女共同参画推進センター相談啓発係 進藤、鈴木
(〒132-0011 江戸川区瑞江2-9-15 人権・男女共同参画推進センター内)
電話 03-6638-8089 (直通)